

横浜市の建築物におけるバリアフリーの基準が変わりました！（平成 26 年 1 月 1 日施行）

～横浜市福祉のまちづくり条例及び同施行規則改正の概要について～

少子高齢化など大きく変化している社会環境へ対応し、市民や事業者の皆様にとって分かりやすいものとし、福祉のまちづくりをより一層進めていくため、横浜市福祉のまちづくり条例及び同施行規則を改正しました。**平成 26 年 1 月 1 日以降に工事に着手する建築物に適用されます。**なお、平成 25 年 12 月 31 日までに工事に着手した場合は、改正前の整備基準が適用されます。工事を着手する日によって適用される整備基準が異なりますのでご注意ください。

◆横浜市福祉のまちづくり条例を改正しました。（平成 24 年 12 月 28 日公布）

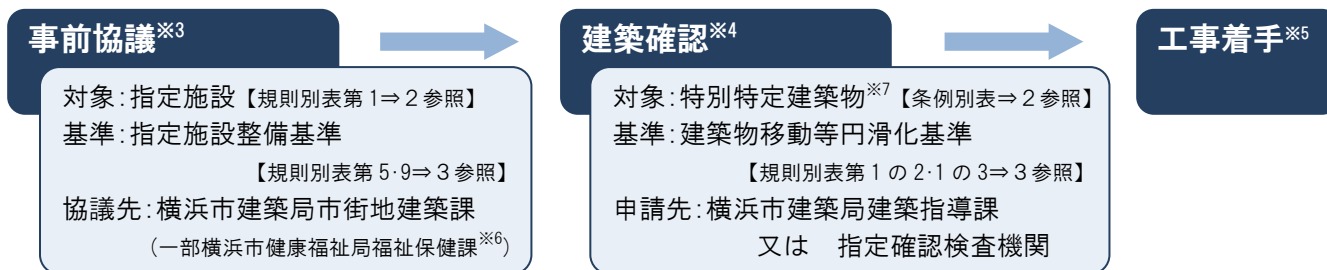
横浜市独自の条例である福まち条例とバリアフリー法^{※1}に基づく建築物バリアフリー条例^{※2}を統合するため、福まち条例を改正しました。改正福まち条例の施行に伴い、建築物バリアフリー条例は廃止されます。

※1 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 / ※2 横浜市高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物に関する条例

◆横浜市福祉のまちづくり条例施行規則を改正しました。（平成 25 年 7 月 25 日公布）

建築物バリアフリー条例に規定されていた整備基準を福まち条例施行規則に規定したほか、バリアフリー法との整合を図り、事前協議に適合したものは、建築確認でも建築物移動等円滑化基準にも適合することとなりました。その他の部分についても、バリアフリー法との整合を図る等の改正を行いました。

1 手続きの流れ



※3 工事の着手が平成 26 年 1 月 1 日以降の場合は、改正後の整備基準で事前協議を行います。

※4 確認済証の交付が平成 26 年 1 月 1 日以降の場合は、改正後の整備基準で審査します。

※5 建築物移動等円滑化基準は建築基準関係規定であるため、適合していない場合は、建築工事に着手することができません。

これに違反した場合は建築基準法・バリアフリー法に基づき、命令等が発令される場合があります。

※6 車両の駐車場や公共用歩廊は、事前協議先が横浜市健康福祉局福祉保健課となります。

※7 建築確認で建築物移動等円滑化基準が審査される対象。

2 対象となる用途と規模

用途（数字は規則別表第 1 の番号）	指定施設【規則別表第 1】	
	全ての施設	特別特定建築物【条例別表】
①官公署／②老人ホーム、保育所、福祉ホーム等／③老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センター等／④病院／⑤診療所（患者の収容施設があるもの）／⑩博物館、美術館又は図書館／⑬集会場（一の集会室の床面積が 200 ㎡を超えるのものに限る。）又は公会堂／⑰公衆便所（地方公共団体が設置するもの）／車両の駐車場等 ^{※8}	全ての施設	全ての施設
⑰公衆便所（地方公共団体以外が設置するもの）	全ての施設	50 ㎡以上
⑥診療所（患者の収容施設がないもの）／⑧薬局／⑮銀行等／⑯理髪店等	全ての施設	300 ㎡以上
⑨学校／⑭集会場（全ての集会室の床面積が 200 ㎡以下のものに限る。）	全ての施設	1,000 ㎡以上
公共用歩廊 ^{※9}	全ての施設	2,000 ㎡以上
⑱物販店舗／⑲飲食店／⑳クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋等／㉑劇場、観覧場、映画館又は演芸場／㉒遊技場	300 ㎡以上	300 ㎡以上
㉓公衆浴場／㉔運動施設／㉕ホテル又は旅館／㉖展示場／㉗路外駐車場	1,000 ㎡以上	1,000 ㎡以上
㉘共同住宅	1,000 ㎡以上	2,000 ㎡以上
㉙助産所／㉚自動車教習所等／㉛博物館類似施設等／㉜地下街	全ての施設	—
㉝認可外保育施設／㉞キャバレー等	300 ㎡以上	—
㉟ホテル又は旅館以外の宿泊施設／㊱事務所／㊲工場／㊳学習塾等／㊴寄宿舍／㊵複合施設	1,000 ㎡以上	—

※8 「公共交通機関」の整備基準が適用。事前協議先は健康福祉局福祉保健課。

※9 「道路」の整備基準が適用。事前協議先は健康福祉局福祉保健課。

3 整備基準 (★は、建築確認において審査される建築物移動等円滑化基準を示しています。)

◆共同住宅以外【規則別表第1の2・5・9】

乳幼児用設備の規定等の新たな整備基準を追加するなど、整備基準を全体的に見直しました。

便所に追加した整備基準の例

便所	便所全般	高齢者、障害者等が円滑に利用できる洗面器の設置(★) 出入口の戸の前後に30cm以上の袖壁を設ける
	車いす使用者用便房	L型手すりの構造、非常用ボタン等の設置
	オストメイト対応便房	汚物入れ、棚、フック等の設置
	男子用小便器	男子用小便器の前に車いす使用者の円滑利用のための空間確保
	サイン	便所の標識に、設備を表示(★) 便房の戸に、便房の種類を表示(★)

子育て設備の整備の対象となる用途と規模の例

用途(例)	ベビーベッド/ベビーチェア	授乳室/おむつ交換場所
官公署・保健所・病院	0㎡以上(★2,000㎡以上)	0㎡以上(★5,000㎡以上)
集会場・公会堂	0㎡以上(★2,000㎡以上)	1,000㎡以上(★5,000㎡以上)
物販店舗・飲食店・銀行	300㎡以上(★2,000㎡以上)	1,000㎡以上(★5,000㎡以上)
博物館・図書館・映画館	1,000㎡以上(★2,000㎡以上)	1,000㎡以上(★5,000㎡以上)
幼稚園・保育所	1,000㎡以上(★対象外)	1,000㎡以上(★対象外)

◆共同住宅【規則別表第1の3・5・9】

2,000㎡以上の共同住宅に関する基準を新たに規定しました。現行の福まち条例施行規則により規定されている1,000㎡以上の共同住宅に適用される整備基準も見直しました。

改正した共同住宅の整備基準の例

項目	整備基準	旧	新
廊下等	幅員	—	120cm以上(★)
階段	手すりの設置	—	両側に設置(★)
便所※10	車いす使用者用便房の設置	—	1以上設置(★)
駐車場※10	車いす使用者用駐車施設の設置	—	1以上設置(★)
エレベーター	設置	4階以上(★一)	2階以上(★3階以上)
	音声装置	適用(★一)	適用(★新築のみ)

※10 共用の便所又は駐車場を設ける場合に限りです。

4 その他の改正

上記以外にも、バリアフリー法との整合を図るための改正等を行いました。

- ・公共交通機関の指定施設整備基準【規則別表第8】
- ・一般都市施設整備基準【規則別表第2】
- ・表示板交付基準【規則別表第11】
- ・事前協議の申請図書と明示すべき事項【規則別表第10】
- ・様式の変更【規則各様式】

5 お問い合わせ先

- ◆事前協議に関する事 横浜市 建築局 市街地建築課 TEL:045-671-4510
- ◆建築確認に関する事 横浜市 建築局 建築指導課 TEL:045-671-4531
- ◆福まち条例全般に関する事 横浜市 健康福祉局 福祉保健課 TEL:045-671-2387
- ◆バリアフリー法に関する事 横浜市 建築局 建築企画課 TEL:045-671-2933

※福祉のまちづくりに関する情報は、横浜市健康福祉局福祉保健課のホームページをご覧ください。条例の詳細内容についてはこちらに掲載しております。URL:<http://www.city.yokohama.lg.jp/kenko/chifuku/fukumachi/>
また、整備基準等の詳細を解説した「施設整備マニュアル」を改訂し、上記HPにて掲載しています。